

# 重度心身障がい者医療給付事業について

この受給者証は、深川市が受給者の皆さんに代わって、保険診療による医療費の自己負担額の一部を医療機関に支払うことを証明するものです。従って、本人以外は使用できません。

## 【 医療機関への提示 】

マイナ保険証または資格確認書を使用して医療機関を受診される場合は、重度心身障がい者医療費受給者証を必ず窓口に提示してください。（19歳以上の受給者の方は本人負担額をお支払いください。）また、医療費受給者証を提示しないで受診された場合は、医療費の自己負担額を支払うことになります。（保険年金係に申請することにより、支払った医療費から本人負担額を控除した額を後日支給いたします。）

※ 特定疾患療養受療証や自立支援医療受給者証等をお持ちの方は、受給者証と一緒に医療機関にご提示ください。

※ 学校や保育所・幼稚園でのケガ・病気等で、日本スポーツ振興センター保険の支給に該当する場合は、助成対象となりませんので受給者証は病院窓口に提示しないでください。受給者証を使用して診療を受けていた場合は、市に医療費を返還していただきます。

## 【 本人負担額 】

● **障初** **老初** と表示の受給者証をお持ちの方は、診療科ごとに初診の際、**医科580円、歯科510円、柔整270円**です。（初診時以外は本人負担がありません。）

● **障課** **老課** と表示の受給者証をお持ちの方は、**医療費の1割**です。

※月額上限：◆通院 18,000 円※1年間の上限額 144,000 円、

◆入院があった場合 57,600 円※1年間に 57,600 円の月が3月以上ある場合は、44,400 円

※精神障がいでの受給者の方は、通院のみとなります。

☆高校生等(満18歳に達する日(誕生日の前日)以降の最初の3月31日までの者)以下の受給者の方は、本人負担はありません。

## 【 医療費の支給方法 】

① 道内の医療機関で受診された場合は、マイナ保険証または資格確認書・重度心身障がい者医療費受給者証を提示し、本人負担額をお支払いください。（19歳以上の受給者の方）

② 道外の医療機関で受診された場合は、マイナ保険証または資格確認書を医療機関に提示し、自己負担額をいったん支払い、その後、市役所市民生活課保険年金係に申請してください。

※領収書(患者氏名、診療日、診療点数および初診回数の記載と領収印があるもの。レシートは不可)、重度心身障がい者医療費受給者証、マイナ保険証または資格確認書、通帳等振込み口座のわかるものを添えて申請してください。後日支給いたします。

③ 重度心身障がい者医療費受給者証を提示しないで受診された場合は、②と同じ扱いになります。

- ④ ひと月の支払った本人負担額が月額上限を超えたときは・・・
- ⑤ **障課・老課**の受給者は、医療機関の窓口で保険診療による医療費の1割を支払うことになります。その支払った額が本人負担額の月額上限を超えた場合は、月額上限を超えた額を、後日支給することになります。
- ※事前に申請していただいた口座へ振り込みいたしますので、領収書等の提示は必要ありません。

医療費の支給については、高額療養費や附加給付の支給などがあつた場合は、その額を除きます。  
また、差額ベッド料・容器代・入院時の食事代・健診・予防接種・選定療養費など、保険医療適用外のものは支給されません。

## 【 受給者証について 】

後期高齢者医療被保険者証を交付されている方については、重度心身障がい者医療費受給者証の交付がつぎのとおりになります。

- 後期高齢者医療被保険者証の負担割合が「1割」の方で、
  - ・ **市民税課税世帯の受給者**は、受給資格の優先順位により後期高齢者医療が適用になります。本人負担が後期高齢者医療の負担割合と同一のため、重度心身障がい者医療費受給者証は交付しません。
  - ・ **市民税非課税世帯の受給者**は、重度心身障がい者医療費受給者証を交付します。後期高齢者医療被保険者証とともに医療機関へ提示してください。
- 後期高齢者医療被保険者証の負担割合が「2割・3割」の方は、重度心身障がい者医療費受給者証を交付します。後期高齢者医療被保険者証とともに医療機関へ提示してください。

## 【 いろいろな届出 】

重度心身障がい者医療費受給者は、以下に該当する場合は届け出の義務がありますので、速やかに市に届け出てください。

1. 住所・氏名・加入保険などに変更があつたとき
  - ・ 持参するもの・・・重度心身障がい者医療費受給者証・マイナ保険証または資格確認書
2. 重度心身障がい者医療費受給者証を破損・紛失したとき
  - ・ 持参するもの・・・本人確認できる身分証明書（例：官公署が発行した顔写真付きのもの。マイナンバーカード、運転免許証など）
3. 生活保護法・児童福祉法等の制度により、医療費の給付を受けるようになったとき
  - ・ 持参するもの・・・重度心身障がい者医療費受給者証・マイナ保険証または資格確認書
4. 他の市町村へ転出するとき・死亡したとき
  - ・ 持参するもの・・・重度心身障がい者医療費受給者証

## 【 その他 】

医療費助成制度についてご不明な点は、市役所市民生活課保険年金係へお問合せください。

深川市市民福祉部市民生活課保険年金係 Tel 26-2133